

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	行方市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page008934.html">https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page008934.html</a>

執行機関名 行方市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	行方市医療福祉費支給に関する条例(平成17年行方市条例第87号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 行方市医療福祉費支給に関する条例(平成17年行方市条例第87号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1号	行方市医療福祉費支給に関する条例(平成17年条例第87号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊娠婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るために、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		行方市医療福祉費支給に関する条例(平成17年条例第87号) 行方市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成17年規則第55号)